

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の産業は、恵まれた自然環境と地理的条件を活かし、輸送用機械器具製造業を中心に多彩な産業構造のもと成長をしており、製造業の就業者数の割合が就業者数全体の3割を超えている。

今後は出生数の減少による若年労働力の減少や、高齢者の退職の増加によって、労働力人口は高齢化しながら減少していくことが予想され、「人材不足」を課題にあげる事業所が多い。

当市のものづくり産業の競争力を確保するため、先端設備等の導入を促進する取組が求められている。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定により事業者は固定資産税の特例を受けることができ、先端設備等の導入が促進され競争力が確保できる。

平成27年度磐田市企業実態調査で、476社のうち93社が、新たな取組をする際の課題として先行投資が大きいと回答しているので、先端設備等導入計画を認定した事業者の数を100社以上とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、輸送用機械器具製造業を中心に多彩な産業構造のもと成長しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、恵まれた自然環境と地理的条件を活かし、当市の全域で成長しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、輸送用機械器具製造業を中心に多彩な産業構造のもと成長しているため、本計画の対象業種・事業は、当市の全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から5年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- ・人員削減を目的とする取組
- ・市税を滞納している者による取組
- ・磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団（磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者による取組
- ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する取組